

斜里町住宅耐震改修補助事業 Q&A

- Q1 耐震改修の補助は、誰でも受けられるのですか。
- A1 補助対象者は、斜里町に住所を有する方で、耐震改修工事を行う住宅の所有者であり、現に居住していること。また、町税等の滞納がない方、暴力団員で無い方であることが条件です。
- Q2 補助対象住宅とは、どのようなものですか。
- A2 補助対象となる住宅は、町内にあり、戸建て住宅、店舗併用住宅が対象です。耐震診断技術者が行った耐震診断の結果、上部構造評点が 1.0 未満と診断されたものであること。法令の違反が無いもの、耐震改修工事後、法令違反とならないものです。
- Q3 補助金は、どれくらいもらえますか。
- A3 1 棟あたり、30 万円が上限で耐震改修工事に要した補助対象経費が 20 万円未満の場合は、対象経費の額、20 万円以上 200 万円未満は 20 万円、200 万円以上は、対象経費の 10%に相当する額。ただし、上限額は 30 万円までとなっています。また、国、北海道、斜里町その他公共団体等から補助金を受けた場合はその対象となった費用を除いたものが対象となります。
- Q4 耐震改修工事とは、どんな内容ですか。
- A4 北海道の木造耐震診断の講習区分に登録された者が耐震診断を行った結果、上部構造評点が 1.0 以上となる工事を耐震改修工事施工者が行うものを言います。壁の中に筋交いをいれ、壁を強くし、壁の量を増やす事などがあります。
- Q5 耐震改修事業の対象外となるものをおしえてください。
- A5 耐震性の向上に繋がる工事及びその工事を行う為に必要な部分撤去・復旧工事を対象としますが、それ以外の工事は対象外です。
- ・耐震改修工事を行わない壁の改修、窓の改修
 - ・別棟の車庫、物置、庭等、居住以外の部分の工事
 - ・法令などに違反している住宅及び耐震改修工事後、法令違反となる住宅です。
- Q6 耐震改修工事を行う施工者は、誰でもいいですか。

A6 北海道の耐震診断・耐震改修技術者名簿において木造耐震診断の講習区分に登録されているものが所属し、国土交通大臣、北海道知事の建設業の許可を受けていることの要件があります。町内の耐震改修工事施工者に限定するものではありません。

Q7 他の事業（国、道、町、地方公共団体が行う事業）との併用について教えてください。

A7 本事業の対象工事であり、他の事業と重複しない部分は、本事業の利用を可能としています。他の事業で対象とした部分は、本事業の対象となりません。

例えば、快適住まいのリフォーム事業で、内部の壁仕上げの復旧を対象とした場合、壁仕上げの復旧工事は本事業の対象とせず、壁を強くするために設けた筋交いやボード等、耐震改修した部分は、対象とします。

Q9 町税等が未納であった場合等は、どのような扱いになりますか。

A9 対象となる住宅が共同所有の場合は、所有者全員の納入状況を確認し、未納がある場合は、未納状況が解消された時点で交付対象とします。
完成時点で未納があった場合も同様の扱いとします。

Q10 要綱第9条関係の「軽微な変更」とは、どのような内容ですか。

A10 軽微でない変更として、補助対象要件から、外れてしまう変更や、補助金の増額を伴う場合で以下の事例を想定しています。

（軽微なもの）

- ・工事の内容が変わらず、使用材料の再利用等により、補助金額が減額となる場合。

（軽微でないもの）

- ・補助要件に合致しない施工者への変更
- ・工事内容の変更等に伴い、補助金額が増額となる場合
- ・上部構造評点が、1.0を下回る内容の変更
- ・工事を中止する場合。

Q11 自らが購入した資材等を施工者に提供して工事をした場合、自らが購入した資材等も本事業の対象となりますか

A11 所有者自らが購入した資材等については、本事業の対象となりません。

Q12 町へ申請後、すぐに着手出来ますか？

A12 事業実施にあたり、町は国や北海道からの補助を財源にしております。国費の交付決定、道費の交付決定を受けてからの申請となります。また、町の予算の補正が必要となるため、それらの準備が整ってからの申請の受付となり、事業着手までに時間がかかります。また、その間は対象住宅の工事着手はできません。

耐震改修工事を行うためには、事前に耐震診断、設計が必要ですので、その段階で、役場へ相談に来ていただくことで、町から国や道へ申請等が行う事が可能となりますので、余裕を持って相談に来ていただき、事業着手をして下さい。

なお、交付決定前に着手したものは、本事業の対象となりませんので、あらかじめご理解願います。

Q13 この事業は、何度も利用できますか。

A13 本事業により耐震改修工事を行い補助金の交付を受けた住宅は、1度のみの利用となります。

交付を受けた補助金が上限の30万円に満たずに、工事が完成したとしても、30万円の上限まで何度も利用できることはありません。